

「宅地造成に関する工事の技術指針」改定（案）の概要

1 趣 旨

宅地造成工事規制区域内で、宅地造成に関する工事を行おうとする際は、安全で、快適な生活が営めるような宅地を確保するため、宅地造成等規制法に基づき、その工事の計画が同法に定める技術的基準等に適合するか審査を受けて市長から許可を得ることとされています。

「宅地造成に関する工事の技術指針」は、同法に規定する宅地造成の工事の許可に係る手続き、技術基準等を取りまとめた手引きであり、必要に応じて、改定を行っているところです。

地形上やむを得ず複数の擁壁が近接する場合において、下段側に練積み造擁壁を設けようとする際は、これまで案件に応じて個別に対応しておりましたが、その取扱を明確にすることにより適正な造成が行われることが期待されるため、今回当該部分の改定を行うものです。

2 主な改定内容

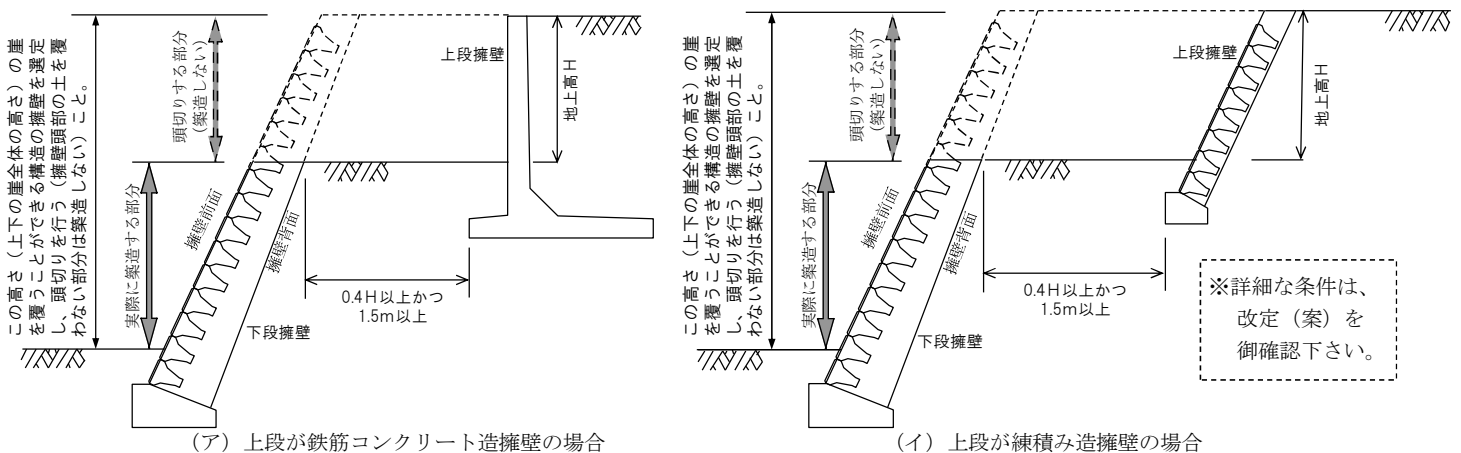
今回の改定は、擁壁同士が近接し、二段擁壁となる場合の取扱について、見直しを行うものです。主な改定の内容は次のとおりです。

(1) 定義の修正

(旧) 擁壁が、平行又は平行に近い形で前後にひな壇状に配置され、上段側の擁壁の荷重が下段の擁壁の構造に影響すると考えられる状態

(新) 擁壁が、平行又は平行に近い形でひな壇状に配置される場合など、上段側の擁壁により、下段側の擁壁の安全性に影響すると考えられる状態

(2) 地形上やむを得ず二段擁壁となる場合で、下段擁壁が練積み造である場合の取扱の追加
二段擁壁となる場合で、下段側に練積み造擁壁を設置する場合における取扱を追加しました。



(3) 説明図の追加

より分かり易くするため、擁壁を近接して配置できる場合の説明図を追加しました。

3 運用開始

令和5年7月（予定）

4 問い合わせ先

まちづくり局指導部宅地企画指導課

メールアドレス：50takuki@city.kawasaki.jp

電話番号：044-200-3087

【注】擁壁の頭切りとは・・・

上段擁壁による影響を考慮するため、点線部分までの高さに対応する構造の擁壁を選定し、擁壁頭部の土を覆わない部分を築造しない事をいう。

例えば、下段の崖高さが3m、上段の崖高さが2mの場合、5m対応の擁壁を選定し、上部2mは施工しない（3m対応の擁壁とは構造が異なる）。